

学生定期健康診断Q & A

受診の必要性

Q1. 健康診断は絶対に受けなければいけませんか？

健康診断を受けることは、学校保健安全法で定められています。学部1年生は、胸部レントゲン検査が必須です。
年に1回、自分自身の健康状態を確認する重要な機会となります。

健康診断日程について

Q2. 指定された健康診断日に受診ができません。

基本的には混雑を避けるために学年や学部別で受診日を指定していますが、やむをえず受診できない場合は、別日でも構いませんが、必ず大学保健室ホームページから予備日の枠で申し込んで下さい。

Q3. 健康診断の日程で受診できなかった場合はどうすればよいですか？

- 契約健診機関での受検(受検料は学校が負担、交通費は自己負担)
契約健診機関での受検のご案内をよく読み、ご自身で予約をし、受検をお願いします。予約の際、受検日が生理と重ならないようお気を付けください。
- 医療機関・健診センター等での受検(受検料・交通費共に自己負担)
その場合は、受検項目の詳細は各キャンパスにお問い合わせください。
保健室に健診結果の提出をお願いいたします。健康診断証明書に反映できる場合があります。

* 新年度の4月以降に職場やアルバイト先もしくは市町村の健康診断等を受検された方は、保健室に受診結果を持参してください。健康診断証明書に反映できる場合があります。

その他、健康診断全般について

Q4. 就職活動のため健康診断の結果がすぐに必要です。

健康診断証明書は、受検後約1ヶ月～1ヶ月半後に発行することができます。

血圧及び検尿再検査未受診、精密検査票を未提出、健康診断未受診の学生は発行できません。該当学生は、早急に保健室に来室もしくは医療機関を受診して下さい。

年度をまたいでの健康診断証明書は発行できません。年度内に必要な方は、3月末までに証明書発行機から発行しておいてください。